安来市水道事業運営審議会 会長 様

安来市長 田 中 武



安来市水道料金について (諮問)

安来市水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について貴 審議会の意見を求めます。

記

- 1. 水道料金の改定の要否
- 2. 改定が必要な場合、その水準、体系及び改定時期等

安下第328号令和7年10月1日

安来市下水道使用料等審議会 会長 様

安来市長 田 中 武



安来市下水道使用料について (諮問)

安来市下水道使用料等審議会条例第2条第1号の規定に基づき、下記事項に ついて貴審議会の意見を求めます。

記

- 1. 下水道使用料の改定の要否
- 2. 改定が必要な場合、その水準、体系及び改定時期等